

(次世代育成支援対策)

# 社会福祉法人五蘊会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

## 1 計画期間

令和2年8月20日～令和5年3月31日（2年7ヶ月間）

## 2 内容

目標1：計画期間内において、産前産後休業（産休）や育児休業（育休）、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

### <対策>

- 令和2年 9月～ 産休及び育休を希望する女性職員、育休を希望する男性職員を対象に説明を随時実施
- 令和2年 9月～ 関係法に基づく諸制度の調査  
「子育て世代」職員を対象としたアンケートの実施によるニーズ調査
- 令和3年 9月～ 管理職（リーダー職以上）を対象に研修会を開催し説明を実施
- 令和4年 9月～ 法人の各拠点へ産休及び育休、男性の育休及び子の看護休暇取得推進の資料を配布

目標2：計画期間内において、現在実績の無い男性職員の子の看護休暇取得を推進し、1名以上の取得を目指す。

### <対策>

- 令和2年 9月～ 扶養家族の追加（新生児の新規登録）対象職員に対しての個別説明の実施
- 令和2年10月～ 対象児のいる職員についても、子の看護休暇が取得出来ることを説明し、取得を促す

目標3：計画期間内において、現在の就業規則内にある育児・介護休業に関する規程で示されて  
所定外労働の免除において3歳に満たない子を養育している職員のみを対象としている  
箇所を、3歳から小学校就学前の子どもを育てる職員に就業規則の改定を行い、範囲  
を拡大する。

<対策>

- 令和2年11月～ 令和2年第5回理事会（令和2年11月開催予定）において、就業規則改定の承認
- 令和2年12月～ 就業規則改定の概要説明資料の作成
- 令和3年 1月～ 法人全拠点に対して概要説明資料を配布
- 令和4年 9月～ 制度改定後の申請実績の把握

策定日

令和2年8月20日

長崎県長崎市琴海戸根町743番地47

社会福祉法人 五蘊会

理事長 車 知 也